

岐阜聖徳学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

規程

一部改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この規程において「教職員」とは、本学に所属する専任及び非常勤の教育職員並びに事務職員、派遣職員、委託契約職員をいう。

3 この規則において「部局」とは、教育学部、経済情報学部、看護学部、人文学部、国際文化研究科、経済情報研究科、図書館、宗教部、教務部、学生部、就職部、入学広報部、国際交流部、教職教育センター、DX推進センター、学生サポートセンター及び事務局をいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

第3条 この規程において、「不当な差別的取扱い」とは、障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない学生に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある学生の権利利益を侵害することをいう。なお、障害のある学生の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

(合理的配慮の基本的な考え方)

第4条 この規程において、「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、均衡をかいだ又は過重な負担を課さないことをいう。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員は、障害のある学生及びその保護者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供に努めなければならない。

2 教職員は、障害のある学生に提供する合理的配慮について、障害のある学生の修学支援の要望

に基づき、大学の関係部局が緊密に連携・協力して個別対応をおこなうことに努めなければならない。

- 3 教職員は、合理的配慮が障害者と教職員との相互理解の中で提供されるべき性質のものであることを理解しなければならない。

(最高統括責任者)

第6条 本学に、障害者差別解消の推進について、本学を統括し、最終責任を負うものとして最高統括責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括責任者)

第7条 本学に、障害者差別解消の推進について最高統括責任者を補佐するものとして統括責任者を置き、副学長をもって充てる。

(部局統括責任者)

第8条 部局に、当該部局の業務における障害者差別解消の推進について、当該部局を統括するものとして部局統括責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(相談体制の整備)

第9条 大学は、障害のある学生、その家族及びその他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、学生サポートセンターとする。

(紛争の防止等に対する体制の整備)

第10条 本学は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るための合理的配慮検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとし、学長が指名する2名の教育職員及び2名の事務職員、計4名をもって組織する。

2 委員会に、委員の互選による委員長を置く。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

5 委員長が必要と認めたときは、臨時の委員（学外者を含む。）を指名することができる。

6 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、学生サポートセンターが行う。

(研修及び啓発)

第11条 大学は、教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性等の理解と対応について、必要な研修・啓発を行うものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生サポートセンター運営委員会の議を経て、評議会で決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 外国語学部外国語学科を廃止するまでの間は、人文学部が外国語学部を兼ねるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。